

各 位

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税の課税期間の延長について

大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについては、「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令」（令和 3 年政令第 177 号）に基づき、令和 3 年 6 月 24 日から不当廉売関税を課されていますが、当該不当廉売関税に係る課税期間の延長に関する調査の結果、「炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（令和 8 年政令第 223 号）が公布され、課税期間が延長されますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象貨物
- 関税定率法の別表第 2 8 3 6. 4 0 号に掲げる物品のうち炭酸二カリウムであって
大韓民国を原産地とするもの
2. 税率
- 3 0. 8 %
3. 期間
- 令和 13 年 7 月 7 日まで
4. システムを利用して行う輸入（納税）申告について
- 「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
大韓民国産	S 0 1 0 0 0 1

問合せ先	
通関総括第 1 部門（手続関係）	Tel 03-3599-6337
首席原産地調査官（原産地認定関係）	Tel 03-3599-6527